

高額療養費について

高額療養費とは・・・医療機関での1か月の医療費窓口負担額が定められた自己負担限度額を超えたとき、超えた分は保険者(市町村・全国健康保険協会等)から高額療養費として払い戻しを受けられます。

※計算方法等詳細は保険者の窓口(市町村等)でお尋ねください。

自己負担限度額は、年齢(70歳以上、70歳未満)、所得によって定められています。(下表参照)

70歳未満の方 (後期高齢者医療制度の対象者を除く)

[2015.1改正]

適用区分	1か月の自己負担限度額	4回目以降の自己負担限度額
ア 年収 約1,160万円～	252,600円 + (医療費-842,000円)×1%	140,100円
イ 年収 約770～1,160万円	167,400円 + (医療費-558,000円)×1%	93,000円
ウ 年収 約370～770万円	80,100円 + (医療費-267,000円)×1%	44,400円
エ 年収 ～370万円	57,600円	44,400円
オ (住民税非課税者)	35,400円	24,600円

◎高額療養費世帯合算について

同一世帯(同一保険)で、同月に21,000円以上の医療費自己負担が複数あるとき、合算して表中の自己負担限度額を超えるときも高額療養費の対象となります。

例 (所得区分:エの場合)

組合員40,000円、配偶者21,000円のととき合算額が57,600円を超えるので、高額療養費を保険者へ申請できます。

70歳以上の方

[2018.8改正]

適用区分		外来の自己負担限度額 (個人ごと)	入院+外来の自己負担限度額 (世帯ごと)
現役並み	年収 約1,160～ 万円	252,600円 + (医療費-842,000)×1%	4回目から140,100円
	年収 約770～ 1,160万円	167,400円 + (医療費-558,000)×1%	4回目から93,000円
	年収 約370～ 770万円	80,100円 + (医療費-267,000)×1%	4回目から44,400円
一般 年収156～約370万円	18,000円 (年間上限144,000円)	57,600円 4回目から44,400円	
住民税非課税等		8,000円	24,600円
			15,000円

◎高額療養費世帯合算について

70歳以上の方の場合、自己負担分(1円以上)を全て合算して、表中の自己負担限度額を超えるときは高額療養費の対象となります。